

令和7年4月2日

教職員校内ルール

総社市立総社中央小学校

第一条（保護者への個人情報提供）

保護者の了解を得られなければ、他の保護者に自宅電話または携帯電話の番号を知らせることはできない。また、その他の個人情報を知らせる場合も同様とする。

第二条（児童輸送）

原則として、教職員が児童を自家用車で運ぶことを禁止する。

第三条（児童の個人情報の学校からの持ち出し）

原則として、児童の個人情報に係る書類や電子データを、学校から持ち出すことを禁止する。

第四条（電子データの持ち込み・持ち出し）

原則として、電子データの持ち込みは禁止する。持ち出しについては、その内容を管理職に知らせ、許可を得た上で行う。

第五条（児童への個室での指導）

児童を個室で指導したり、個室で事情を聞いたりする場合、原則として指導する教員とは別の第三者の教員が同席する必要がある。

※女子児童を男性教員が指導したり、事情を聞いたりする場合、女性教員が同席するなど

第六条（児童の授業中での指導）

緊急の場合を除き、授業中児童を教室から出し、長時間指導したり、事情を聞いたりする場合、保護者の許可を必要とする。

※管理職との相談も不可欠

第七条（児童からの集金等現金の取り扱い）

児童から集金などで現金を預かった場合、教室に置かず、速やかに職員室・校長室の鍵のかかる金庫や机の中に入れる。

※現金は児童から手渡しで受け取る。

附則

この規定は平成28年度5月12日から施行する。

令和7年4月3日

携帯電話等使用規定

総社市立総社中央小学校

第一条（総則）

この規定は、本校職員の校内における携帯電話使用規定および本校職員と児童及び保護者との連絡について定めるものとする。

第二条（校内携帯電話使用規定）

業務中、職員室以外に携帯電話を持ち出さない。但し、緊急連絡に必要な場合は除く。

第三条（児童・保護者への連絡方法）

- 1 本校職員が児童及び保護者へ連絡する場合は、学校の固定電話から家庭環境調査表に記載された電話番号に連絡することを原則とする。
- 2 私用の電子メール（LINE等も含む）で児童及び保護者と連絡を取り合うことは、禁止とする。すぐーるでの連絡については、管理職に連絡内容を報告する。
- 3 児童及び保護者から担任、その他の教職員へ連絡する場合、原則として学校の固定電話に連絡するよう周知することとする。
- 4 校外活動等で出先から保護者へ連絡する必要がある場合、原則として学校メール配信サービス「すぐーる」を利用する。

第四条（使用許可）

第三条の2にかかわらず、緊急かつ迅速な対応が必要で、他に連絡手段がない場合、使用することを許可する。その際は、事前に管理職に申し出る。

第五条（使用上の注意）

第四条により使用する場合は、使用する際には以下の点を厳守する。

- (1) 私用では絶対に使用しないこと。また、取得した携帯電話の番号等は、個人情報として適切に取り扱う。
- (2) 必要がなくなった場合、電話番号等の情報はすみやかに削除する。

第六条（その他）

その他、児童の安全確保等のため、やむを得ず携帯電話の利用の必要性が想定される場合は、事前に管理職と協議をする。

附則

この規定は、平成28年4月28日から施行する。